

練馬区健康推進協議会設置要綱

平成9年6月17日
練保管発第112号

(設置)

第1条 練馬区における保健衛生および地域医療の向上を図り、もって区民の健康の保持および増進に寄与することを目的に練馬区健康推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、または委員の発議等に基づき、つぎの各号に掲げる事項について審議し、区長に対し意見具申する。

- (1) 保健衛生および地域医療に関すること
- (2) 保健、医療および福祉との連携に関すること
- (3) 保健所の運営に関すること

(組織)

第3条 協議会は、つぎの各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員25名以内をもって組織する。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 区民(公募とする。) | 5名以内 |
| (2) 学識経験者 | 8名以内 |
| (3) 医療関係団体の推薦する者 | 5名以内 |
| (4) 福祉関係団体の推薦する者 | 5名以内 |
| (5) 事業者関係団体の推薦する者 | 2名以内 |
| (6) 前5号に掲げるもののほか、区長が適当と認める者 | |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞

くことができる。

(専門部会の設置)

第9条 協議会は、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部（練馬区保健所）健康推進課において処理する。

付 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

付 則（平成11年5月31日練保管発第109号）

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日練保管発第296号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年2月21日練保所保発第397号）

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

付 則（平成18年4月4日18練健健第11号）

この要綱は、平成18年4月4日から施行する。

付 則（平成18年6月6日18練健健第436号）

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。